

第4回妹背牛町議会定例会 第1号

令和4年12月15日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 町長 行政報告
 - 4) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託議案審査の結果について
- 5 同意第9号 公平委員会委員の選任について
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 一般質問
 - 1) 渡辺倫代議員
 - 2) 広田毅議員
 - 3) 鈴木正彦議員
 - 4) 小林一晃議員
 - 5) 田中春夫議員
- 8 議案第50号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例について
- 9 議案第51号 妹背牛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 11 議案第53号 妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第54号 妹背牛町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 13 議案第55号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算（第10号）
- 14 議案第56号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第57号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 20 議案第58号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

号)

- 2 1 議案第 5 9 号 指定管理者の指定について (妹背牛温泉)
2 2 発議第 1 0 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向
けた需給改善対策等の強化に関する意見書
2 3 閉会中の所管 (所掌) 事務調査の申し出について

○出席議員 (8 名)

1 番	宮 崎	博 君	2 番	渡 辺	倫 代 君
3 番	鈴 木	正 彦 君	5 番	広 田	毅 君
7 番	小 林	一 晃 君	8 番	田 中	春 夫 君
9 番	赤 藤	敏 仁 君	1 0 番	渡 会	寿 男 君

○欠席議員 (1 名)

6 番 佐々木 和 夫 君

○出席説明員

町 長	田 中	一 典 君
副 町 長	滝 本	昇 司 君
教 育 長	廣 澤	勉 君
総 務 課 長	北 口	信 彦 君
企画振興課長	鎌 田	秀 章 君
住 民 課 長	石 井	昌 宏 君
健康福祉課長	河 野	和 浩 君
健康福祉課参事	廣 田	龍 子 君
建 設 課 長	西 田	慎 也 君
教 育 課 長	山 下	英 俊 君
農 政 課 長	横 井	憲 一 君
農委事務局長	清 水 野	勇 君
代表監査委員	菅 原	竹 雄 君
農 委 会 長	瀧 本	賢 毅 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	一 光 君
書 記	笹 尾	翔 大 君

◎開会の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。本日、6番議員、佐々木和夫君より欠席の申出がありましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（渡会寿男君） 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 議員の皆様、おはようございます。ただいま渡会議長さんよりお許しがありましたので、一言開会のご挨拶をさせていただきます。

令和4年12月定例議会開催に当たり、たくさんの議員の参加をいただきまして、誠に感謝を申し上げます。

さて、いまだ完全な終息を見ない新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株への変異後感染力は増加したものの、重症化率の低さ等から政府は行動制限を現在のところかけていない状況でございます。しかしながら、感染症法上の二類相当という厳しい法定伝染病からインフルエンザ並みの五類相当に変更され、マスクが外れるときが来るまで私たちの日常感覚としてはなかなか安心することは難しいと言えそうです。

また一方、ウクライナ紛争をテレビでは対岸の火事のように見ながらも胸を痛めている方も多いと思います。近い将来の日本近海おける台湾有事に伴う日本の生命線でもありませんシーレーンの海上封鎖などを意識してなのか、岸田首相は国防費の増額は国民の増税によって賄うという決意を述べたようでございます。国債が適当なのか、税が適当なのか議論はあるとは思いますが、戦後78年間、長き平和の期間が過ぎ、私たち町民もまた国民の一人として国家意識、また国際意識を同時に身につけ、戦争と平和について真剣に考え、感じる時代が到来したと感じざるを得ません。

そんな政治情勢を背景にしながらですが、本日の定例会では議案12件についてご審議、ご確定いただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、渡辺倫代君、鈴木正彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（渡会寿男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月15日と16日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（渡会寿男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、以上2件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（渡会寿男君） 3、町長の行政報告を行います。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、第3回定例会以降の行政報告をさせていただきますと思います。

まず、第1に、令和4年度妹背牛町功労者表彰でございますが、例年であれば総合文化祭の席上におきまして多くの町民の皆様方にその功績をたたえていただきながらお受け取りいただいておりますが、本年につきましても昨年同様、残念ながら新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う総合文化祭の中止を受け、11月2日に老人福祉センターにおきまして受賞者へ伝達をさせていただきました。表彰者につきましては、公益功労として4名の方が受賞されております。お一人目の長谷浩幸様におかれましては、教育文化、体育の分野、昭和52年に妹背牛町獅子舞保存会に入会後、はやしの笛を担当し、会の中心として精力的に活動してこられました。特に獅子舞を通じ、子供たちに郷土芸能に対する理解と郷土を愛する心を伝えており、本町の伝統文化である獅子舞の発展に大きく貢献をされたことによる表彰でございます。お二人目の佐藤忠美様におかれましては、平成6年から現在に至るまで北海道指導農業士空知地区連絡会議会長をはじめ、数々の役職を歴任する傍ら、道内でもいち早く水稻直播栽培に取り組み、栽培技術や成果を惜しむことなく地域農家と共有し、栽培技術の向上に努められてこられました。その直播栽培に対する取組が高く評価され、日本農業大賞をはじめとして数々の賞を受賞されるなど、本町のみならず全道、全国の農業の発展、振興に大きく貢献されたことによる表彰でございます。お三方目の下谷

順様におかれましては、治安、消防の分野で、平成14年3月入団以来20年以上の長きにわたり、熟達した消防技能と旺盛なる敢闘精神を持ち、消防業務に率先、災害の予防等に対処され、また火災防御等の訓練にも積極的に参加され、本町における防災に対して大きく貢献がなされたことによる表彰であります。締めで紹介する大崎剛典様におかれましては、治安、消防の分野で、平成14年3月入団以来20年の長きにわたり、災害等に対し出勤率が非常に高く、一旦災害の場合はいち早く現場に出動し、率先してその業務に従事、また火災防御等の訓練にも積極的に参加され、本町における防災に対して大きく貢献がなされたことによる表彰であります。

2番目に、農業と商工業関係についてでございますが、農業の関係として米の出荷状況についてご報告をいたします。令和4年度の契約数量13万7,587俵に対し、出荷が14万7,552俵、出荷率は107.2%となっております。また、転作等の実施状況であります。実施農家175戸、転作面積1,190.30ヘクタール、水稲生産目標から換算した面積が2,007.10ヘクタールに対し、水稲作付面積が1,896.25ヘクタールで、水稲作付面積達成率は94.5%となっております。

次に、商工関係でございますが、町内の事業所に長年勤務され、地域の発展に貢献された優良従業員表彰についてでございます。こちらも町の功労者表彰同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として表彰式の開催は見送られており、それぞれの事業所にて事業所内の皆様方の祝福を受けながら本年度は5年勤続から40年勤続まで計18名の方が受賞されております。

3番目に、主な政務についてでございます。北空知町長会にて10月4から6日にかけて全国の地方創生の先進地である徳島県神山町を行政視察し、神山町における地域活性化の取組について学んできました。また、11月17日には全国町村長大会、全国防災・危機管理トップセミナーに参加し、政府予算編成及び各種政策に対する重点要望の確認や近年増えつつある自然災害に対応する危機管理体制の整備、国や道との連携などについて再認識を行ってまいりました。翌18日には、北空知振興協議会として就学前幼児教育から高校、大学、専門教育を網羅する民間ならではの個性的で先進的な教育活動現場の視察を行ってまいりました。その他の政務につきましては別紙に記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4番目に、建設工事の発注状況につきましてもお手元に添付してございます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

最後に、今後も国の補正予算及び新型コロナウイルス感染症対策などの臨時交付金を目安にしながら、妹背牛町の町民の健康、経済活動を支えるとともに、町財政の健全性を維持する努力を続けていく所存です。どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます、以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（渡会寿男君） 4、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） （登壇） それでは、9月から11月までの教育行政についてご報告申し上げます。

まず、一般庶務関係ですが、9月27日開催の第7回教育委員会では、小中一貫教育検討委員会並びに小中学校及び町民会館施設整備検討委員会、これら2つの委員会の設置要綱の一部改正についてご審議いただきました。10月21日開催の第3回小中学校及び町民会館施設整備検討委員会では、検討予定地について及び学校施設の複合化についてご協議いただいております。11月24日開催の第8回教育委員会では、要保護の認定について及び令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表についてご審議いただきました。

次に、学校教育関係ですが、9月3日の中学校学校祭及び10月15日の小学校学習発表会では、コロナ感染対策を講じ、これまで児童生徒たちが一生懸命練習してきた成果を発表することができました。10月28日開催の小中一貫教育検討委員会では、諮問書に対する答申書案についてご協議いただいております。11月2日には、空知教育局において令和5年度当初教職員人事に係る1次協議を行ってまいりました。

裏面を御覧ください。最後に、社会教育関係ですが、9月9日の芸術鑑賞会「演劇 風の少年シナド」では、小学生たちが鑑賞し、学習発表会前に大きな刺激を受けたと伺っております。11月6日の文化講演会「桂三段独演会」では、ふだんなかなか接することの少ない落語を見聞きできる貴重な機会として参加者の皆様に大変喜んでいただきました。11月22日開催の第2回社会教育委員の会では、今年度の社会教育推進事業の経過報告と来年度の事業計画案について説明を行い、様々な意見交換を行いました。

以上、主な会議及び事業についてご報告させていただきましたが、その他の事項につきましては後ほどお目通しいただきますようお願いしまして、教育行政報告といたします。

○議長（渡会寿男君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（渡会寿男君） 日程第4、委員会報告第2号 付託議案審査の結果についての件を議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会副委員長（小林一晃君） （登壇） 佐々木委員長欠席のため、副委員長である私より報告をさせていただきます。

令和4年第3回定例会において付託を受けました案件について、審査の結果決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

付託案件は、認定第1号 令和3年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件であります。

審査の日程は、令和4年10月17日から19日において決算審査及び全体委員会を開催いたしました。

審査の結果、以上報告申し上げました日程のとおり審査を行い、本件については認定すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（渡会寿男君） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡会寿男君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

◎日程第5 同意第9号

○議長（渡会寿男君） 日程第5、同意第9号 公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） (朗読、記載省略)

○議長（渡会寿男君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（滝本昇司君） (説明、記載省略)

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより同意第9号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第6 諮問第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(滝本昇司君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時29分

○議長(渡会寿男君) 再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第7 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君）（登壇） 10月より新たに就任されました廣澤教育長へ質問させていただきます。本来なら新年度の教育執行方針を受けてと考えましたが、国から、道教委からの早急な取組を促す事案もございますので、通告に従い、質問いたします。

まず、1番目ですが、教員の働き方改革の推進により公立中学校のまずは休日の部活動を民間のクラブや指導者へ委ねる地域移行が2023年、つまり来年度より段階的に、しかしながら本格的に始まる予定です。スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、それぞれ今年の夏に提言をまとめ、2025年、令和7年までの3か年で完了するように提言いたしました。国は、この3か年を改革集中期間と位置づけ、道教委も国のガイドラインに沿って計画を策定していますが、将来的には休日だけではなく部活動の地域移行という過疎、少子化で生徒の減少下にある妹背牛町においては実情に合わせられないようなこの難題に妹背牛町はどのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、2番目ですが、これも教員の多忙化が言われる中、道教委主導の校務支援システムの導入が急がれると考えます。校務支援システムは、平成27年から石狩管内の28校の小中学校にてモデル的に活用し、結果全道統一の民間ソフトウェアEDUCOMマネージャーC4thを平成29年4月より進めています。2年前も学校のICT環境についてお聞きしたときにお聞きしております。その間2年の間に導入された20の自治体が増えました。教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、3番目ですが、第9次総合計画に教育部門の教育環境の充実として関係する取組において公設民営塾の設置がうたわれております。加えて、最近は様々な自治体においてそれぞれにその町のニーズに合った、また特徴のある公設型学習塾が設置されています。新たな取組としての公設型の学習塾のお考えをお尋ねいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 議員ご質問の新たな教育行政課題についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の中学校部活動の地域移行に関してでございますが、現在国や道教委が推進しようとしている内容は正直申しまして本町のような地域の小規模校における実態とは見合っておらず、地域ならではの課題も多くあると考えます。先進の北見市、留萌市、伊達市、音更町では、早々に組織を立ち上げ、地域移行に伴う今後の課題や方向性を模索してございますが、いずれの市町も学校が複数あり、指導に関わる組織や指導者が一定数存在するところで、あくまでも市や町の中での集約という形という認識をしております。妹背牛中学校の場合、部活動のうち野球部、バスケットボール部、バレーボール部が他校との合同チームであるため、本町単独での地域移行への取組は難しく、そのため現在北空知圏振興協議会の教育部会及び次課長会議において圏域であります1市5町で部活動の地

域移行に伴う地域連携について、その現状、共通課題、課題解決策などを検討されているところでございます。

次に、2点目の統合型校務支援システム等のICT活用の推進に関してでございますが、このことは特に教職員の働き方改革と深く関連があると考えます。統合型校務支援システムの導入は、教職員の業務の効率化を図る観点で重要であり、学校、学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有が可能となります。また、教職員の異動等を踏まえ、その業務負担軽減に向けてシステムの導入推進が有効であると考えます。ICT全般に言えることですが、実際に使う先生方が有効に活用できないのであれば、それは無用の長物となってしまいますし、他地域では早い時期に導入しても一部でしか活用できていないというような事例も多く聞きます。今回本町の教育推進協議会において小中学校の先生方によってこのシステム導入に関する検討がなされ、それを受けて小中学校両校から導入に関する予算要望が上がっております。教育委員会としましてはGIGAスクール構想、ICT化の観点からも導入に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の公設型学習塾の設置に関してでございますが、基礎学力の定着を目的に第9次総合振興計画の中で施策として掲載してございますが、計画策定時と現在とは少々状況が変わってございまして、これに関しましては改めて学習環境などの実態やニーズを把握する必要があると考えてございます。また、仮に学習塾を設置する場合がございますが、その場合どこにターゲットを絞るのかも重要でございまして、例えば中学生、高校生のための受験対策なのか、また小中学生の放課後学習としてなのか、それから英語塾など1つの教科に特化したものが必要なのか、さらには現在問題となっております不登校児童生徒のための学習の場の提供ですとか居場所づくりなども視野に入れた設置を行うべきなのか、今後仮に学習塾を設置するためにはまず現在の状況、環境、ニーズを把握して、それに見合った協議、検討が必要だと考えてございます。

以上、ご理解賜りますよう申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、部活動の地域移行についてでございます。先ほど答弁していただきましたが、まず本当に単独、妹背牛町だけでは解決できない要望でございます。それで、先ほど教育長が答えてくださったのですが、北空知圏振興協議会、そこのところで教育部門というところで審議されているとおっしゃったのですが、私もこの北空知圏振興協議会のどこで事務局をやっているのかいろいろ見てみましたら、深川市企画財政課内にそれが設置されていて、事務局はそこにあります。それで、会長は深川市長さんになっておりました。職務代理が多分北竜の町長さんだと思うのですが、今これで審議されて上がっているのはJR留萌本線の問題協議会のみなのです。早急にこの3年間で整えなければいけないときに、きちっと協議会というのを立ち上げなければいけないのではないだろうかということを思っています。また、中学校が2校あって、きちっと対応して、先生方

とか、それから先ほどおっしゃられましたように地域に指導者がいらっしゃるような深川と1校ずつしかない、生徒数が少ない5町の悩みは違うのではないだろうか、そういう様々な地域に関しまして市町村へ複数市町村間の調整とかを道教委が行うというのをきちっと書いておりますし、地域の人材及びそういう教員の人材バンクのような整備というのも道教委がするというようなことも書いておりましたので、それは道のほうにも連携を取りながら私たちの小さな町が連携して地域で協議会を立ち上げるときの、これから時間が短いですので、今ある北空知圏振興協議会という形ではなく、新たに立ち上げなければならないのではないだろうかと思うところであります。

それで、部活動は教育課程外の学校教育と位置づけている学習指導要領を改訂してまで、5年後には削除を含めて見直すということをしてまで地域移行に踏み切りたい、それは文化庁もスポーツ庁も同じ考えであると思います。どうしてそうやって急ぐのかなと思うのですが、やはり教員の働き方改革というのがあると思いますし、1つは小さな町でやりたい部活ができないような状況になっているというのも書いてございました。様々な道でも先進的な活動しているところがあるのですが、例えば壮瞥というところは学校が令和2年で66名なのですが、部活動はスポーツに関しては卓球のみなのですが、そこで先進ですから、そうべつアスリートクラブというのをつくったそうでございます。町のもちろん主になるのは教育委員会です、それを見てもやはり年会費が2,000円かかり、月謝が1,000円かかり、生涯学習課の主幹が事務を業務として担当していると。金銭補助ではなく、人的補助の考え方で補助をしているということになるのです。そうやってきますと、教員の負担は軽減できるのですが、町教育委員会の担当主幹の負担が大きいというきちっと問題点が出てきています。先ほど教育長が留萌市も先進の例があるとおっしゃったのですが、この通告書を出した後、12月の6日なのですが、中学校の校長さん、それから保護者、スポーツ団体の代表が教育長へ提言をしております。それは、市の中でスポーツ経験がある企業の社員、それから市の職員から指導者を募ると。それを教育長に提言されたわけですが、まちの考え方として。こうなってくると、先ほどの例ではないですが、休日の部活動を移行する市の企業の方、それから市の職員の方の休日はどうなるのかという問題も出てきます。ですから、その町でいつかはそれで進められるかもしれませんが、ではその負担はどこが受皿になるのかという問題も出てくると思います。

それで、12月11日の朝日新聞なのですが、本当にどんどん部活動の地域移行についての記事が載っておりまして、休日の部活動を全国で先行実施で浮かんだ課題というのがございました。102の自治体で、大きな見出しが書いてあったのですが、先行実施で浮かんだ課題と書いてありましたが、それは明らかに最初からやる前から分かっているような課題でありまして、浮かんだ課題というよりも当初から分かっていた課題が鮮明になっただけだと思っています。しかし、課題が分かっても踏み出さざるを得ない状況でありまして、それでも手をつけていかなければならない、手をつけていく段階で北空知圏振興協議会での協議でどのように何を基準にやっていくのかということも問題になってくる

と思いますので、その具体的なお考えがあれば、それも教えていただきたいと思います。

それから次に、校務支援システムの件なのですが、学校の先生は異動なさるときに空知は空知の先生では基本的には異動なさいます。オホーツクは、オホーツク管内で異動されて、もちろん例外もございますが、空知管内の先生は空知で異動なさっておられます。ちょうどこれは学校の教推協から上がってきたということですので、先生方がやはり入れていただきたいということだったと思います。令和3年度、その前に入っているところのまづ先生にお電話をして聞いてみましたら、管理職の方は昔のやり方とか今までのやり方になじんでいるので、いずれ慣れればというような状況でしたし、教員の先生は淡々とこなして使い始めていますよということでした。導入前には戻れないし、導入されていない学校へは異動したくないというような思いがあると言っておりました。空知管内は、非常に拡大してきたのですが、空知管内ほぼ青いところが入っているのです。もう導入されているのです。北空知では、導入されているのが沼田町だけで、あと深川と北竜、妹背牛、秩父別入っていない、あと芦別と奈井江と上砂川だけなのです。ですから、先生の異動があるときに、例えば南空知のほうから深川の北空知に転勤となったときにまだ入っていないのだなというような感じになると思います。早急に先生方から上がってきたということですので、対応していただきたいと思うのですが、これは次年度予算ということですか。まだ今年度は3か月残っておりますが、どういう形で導入されるのか、システムはよく分からないのですが、そこら辺のところ教えていただきたいと思います。

次に、公設塾であります。先ほど教育長がおっしゃられましたように何を基に何が対象なのか、受験なのか日々の学習なのかということになると思いますが、私見をしたときに空知で例を言いますと、まず赤平市は小学生はどちらかというと週1回で自由な、地域が広うございますから、例えば水曜日と木曜日と分けてこの塾は学校が終わってからいつの時間に来ていつ帰ってもいいよというような感じでやっておられました。ただ、中学生に関しましては、1、2年生は学校授業の重要ポイントの確認をする、3年生に至っては数学と英語のみやります。中学生だけは、年間で教材費が2,000円、これははっきり赤平市がうたっておられまして、学力向上並びに学校以外での学習習慣の定着化を目的ということで、講師は塾の先生と書いてございました。もう一つ、これはまた違う形なのですが、奈井江町です。空知の例ですが、これは小学生が対象で、奈井江公設塾ななかまという名称でございました。小学生向けの公設塾なのですが、小学校3年生から6年生まで、ですから全教科をやって講師は2名常設です。当面の間お金は無料、学校から真つすぐななかまへ通塾するわけです。1年生、2年生は多分学校で学童保育をしているのですが、3年生になったらこの塾へ通ってくると。分からない問題があれば、先生のサポートを受けながら自主学習の支援を行うということでもございました。

だから、町の例えば開設に向けて考えられることは、妹背牛の町がどのようなニーズがあるのか、そしていろんな先進の例を見ながら開設していただけたらなと思うことでもございます。ただ、もう一つ、妹背牛に書いてあるのは、振興計画も、それからもう一つ、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略、令和3年から7年において、ここでも公設民営塾と示されておりました。ですから、2つの計画でやはり両方とも公設の民営塾とうたわれておりましたので、そこら辺の意図を教えてくださいなと思います。

新聞に大々的に出ておりましたが、隣町の秩父別町なのですが、これは本当に学習格差を埋めるために小学生から中学生まで対象を絞りまして全教科が学べる塾を去年から開いています。町に塾がないことから、本年度予算というか、今年695万円を計上して、これは足寄とか弟子屈、津別など道内5か所で公設塾を運営しているバース47という東京に本社がある会社でございます。新聞によりますと、好評で多くの子供たちが通っているということですが、何人の講師の方でやっておられるのか調べておりませんが、様々なやり方があると思いますので、妹背牛は2つの計画に公設民営塾と書いてありましたので、そういうことを指しておられるのかなということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

まず、中学校部活動の地域移行に関してでございますが、現在協議されている理由としましては部活動が合同チームだということで、それに関わる雨竜町含めた1市5町の圏域での検討がなされているということで、現段階ではまだ模索段階ということで具体的な対策というのは示されている段階ではございませんので、その内容について私のほうから言及することはできません。今後の検討だというふうに認識してございます。先ほども申し上げましたが、地域移行に関する課題というのはたくさんございまして、今お話ししている圏域での協議の中でも出ている課題としましてはそこに関わっている各市町とも部員数が減少してございますし、単独での部活動が難しい上、年度によって入部の人数のばらつきがあるため、単独でできる年度とできない年度が出てきます。それから、単独でチームがつかれる場合であっても、そうなるとその合同チームを組むことが難しいという考えも一部見られております。そして、何より指導者の確保が一番困難であるという現実がありますし、先ほど議員もおっしゃられていましたが、土日など休日における指導となるとさらにその確保が厳しいものと思われまます。また、合同チームの場合、地域間の移動方法ですとか負担に問題がございまして、例えばスクールバスを利用できるかどうかというのも市町によって異なり、それによって保護者の負担も違ってきております。さらには、大会への参加条件の問題というのもしかしたら出てくるのかもしれない。いずれにしても、部活動の地域移行の意義としましては、生徒一人一人の望ましい成長のため学校、地域の持続的で多様な環境の一体的な整備、これによってスポーツなどの活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目的として行うものというふうにございます。そのためにどういった整備、調整が必要か、現段階では引き続き圏域での協議、検討をすべきだと考えてございますし、その後その結果を受けて協議会などを立ち上げる必要性が出てきた場合にはそういった方向になるものと考えます。

次に、2点目の統合型校務支援システムの関係でございますが、システムの導入により

まして手書き、手作業が多いと言われていた名簿管理、出席簿、成績処理、通知表、指導要録などの業務の効率化が図られるというふうに伺ってございます。また、このシステムだけでなく、タブレットの有効活用という面でも若干お話しさせていただきますと、そのタブレットを使うことによって子供たちが例えば問題から答えを導くまでの過程でどこで間違っているのかというところがまた明確に分かりますし、それによってきめ細やかな指導ができます。いろいろな教科で授業中に行う作業手順など、そういったものも動画を見せることによって子供たちにはより伝わりやすいというメリットもございます。先生方にとっては、ICT導入につきましては当初はかえって負担が増えるかもしれませんが、それを有効に活用するために情報収集ですとか、研修、研究を重ねることにより徐々に業務の効率化が図られ、教員にとって大切な授業準備、教材研究にかける時間ですとか、子供たちと向き合う時間を増やすことが可能となりますので、そのことがよりよい学校経営へとつながるものと考えてございます。また、支援システムの予算に関しましては、先ほども申し上げましたが、小中学校から令和5年度に向けての予算要望という形で上がってきてございますので、今後町のほうにその要望を通しまして予算査定の中で協議がされるものと考えてございます。

それから、3点目の公設型学習塾の設置ということでございますが、おっしゃられるように設置をしましたが、その後続けていけないというような状況に陥ってしまえば全く意味がございませんので、そういった点でもそこに関して一番問題となるのがやはり人材の確保だというふうに考えてございます。仮に町が講師を雇用したとしても、その方が急に辞めた場合は塾の運営ができなくなるというような、そういった可能性も出てきますし、予備的に複数の講師を確保することはさらに難しいと考えます。先進で先ほどいろいろな自治体のを教えていただきましたので、先進で取り組んでいるところを参考にしながら民間への業務委託、または地域おこし協力隊の活用なども視野に入れまして、当然学校とも連携しながら本町にとって設置の必要性、また仮に設置する場合にはどのような形が望ましいのかというところを今後財政協議も含めながら様々な検討をしなければならないというふうに考えています。また、総合振興計画、まち・ひとの計画に載せているという点では、過去の経緯を確認しますと、教育の地域格差の問題というのが道教委の教育長から過去示されまして、そういった経緯も含めまして本町にとって格差があるかどうかというのはあれなのですが、その例として公設民営塾というのがありました。当初計画を策定する段階で本町にとっての必要性、当然ニーズの調査等もしなければならないですが、設置というような文言でうたってございますが、その必要性を含めて検討してまいりたいという認識で載せたと私は考えてございます。

以上、ご理解賜りますよう申し上げ、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） まず、部活動の地域移行の件に関しまして1点だけ、進捗状況と

して道教委のホームページ見ておりましたら、12月の5日なのですが、北海道部活動の地域移行に関する推進計画に係る意見募集というのが出ていたのです。その意見募集の日にかが5日から1月の4日まで、冬休みにかかってこの1か月の間に意見募集するのだなと思いながら見ていたのです。北海道部活動の地域移行に関する推進計画というのがあるのだなと思って、それも12月の5日にやっと出ているのです。プリントアウトして見てみたら、よくありますよね、空き家対策のときもまず計画をつくって、協議会をつくって、それをつくらないと予算あげないよというような、ここには書いていないのですけれども、読みますとあまりに親切丁寧なのです。親切丁寧でこうなさいとは書いていないのですが、文言的に例えば市町村のイメージはこうです、市町村はこういうことが想定されます、非常に優しいのですが、気味が悪いといいますか、空き家対策のときのように計画と協議会ができたところには予算あげますよというようなことを言うてくるのではないだろうかと思うような、ちょっと疑い深いような、それを感じてしまいました。今までそういう道が町に対して親切というのはあまり、国からはこれをつくればお金をあげますよというのは結構見てきたのですが、今回これに対しまして本当にきちっと道が推進計画を立てた、それは多分道立の学校があるからだと思うのですが、それを3年間できちっと町にやりなさいという強い言葉ではないのですが、書いてあります。しかも、素案の概要というのが2ページにまとまっておりまして、きちっと令和5年から令和7年まで完結するような流れなのです。これは、道教委から教育委員会にどのような形で下りてきているのか分かりませんが、単にホームページにあって見てくださるではないような気がします。これは、教育委員会にどのような形で下りてきて、どのような約束事があって、どんな感じで進めなさいとおっしゃっていただけるのか分からないので、教えていただければいいかなと思いました。

もう一つ、公設塾の件に関してですが、奈井江町は地域おこし協力隊を2名雇っておられました。地域おこし協力隊は3年間ですが、だから3年間は今の体制でいかれるのかなと。赤平市に至っては、塾講師と書いてありました。秩父別町は、バース47というところに委託されているのですが、職業安定所のハローワークに求人が出ているのです。すごく好評で進んでは、新聞には書いてあったのですが、正職員のお給料が書いてあって秩父別放課後学習塾の求人が出ておりました。パートでも求人が出ておりました。平取も寿都も委託先のバース47で求人が出ています。ですから、求人の金額がその下にすぐ秩父別もそうなのですが、職業安定所、ハローワークにそこより2,000円も3,000円も高い金額で家庭教師のトライの求人が出ているのです。ですから、先ほど教育長が言われたように設置はできたけれども、人材の確保がやはりここでも非常に難しいのだなということを私も実感しております。ですから、この件は答弁結構ですが、そういうことも踏まえながら進めていただきたいと思います。

1点、先ほど言いましたように北海道部活動の地域移行に関する推進計画、道教委から下りてきているものをお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 再々質問に対しましてご答弁申し上げます。

部活動の地域移行に関して道教委から示されている内容、確かにより具体的な部分があるのですが、1回目の答弁で申し上げたとおり例えば大きな市の中で複数の学校がある場合だとか、指導者とか、スポーツクラブがある中での集約だとか、効率的に体制を整備するというような事例しか載ってございません。ですから、本町のように他地域との合同チームで部活動をやっているようなところは、例としては示していただいております。ですので、こちらから逆にこういった小規模校とか地域においての実態を伝えまして、道教委のほうと連携しながら今後協議してまいりたいと思っておりますし、その実態を把握するための前段として圏域での今検討していただいているということなので、その結果を踏まえて、3年間というような期限も限られているのですが、せかされたところで慌てて行動に移してもよい結果にならないければ意味がないので、そこら辺は慎重に丁寧に対応していきたいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

続きまして、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

本町では、花卉などを除き、農作業もほぼ終了したところです。とりわけ水稲の作況につきましては、ご案内のとおり北空知で106の良となり、収量、品質ともによく、2年連続の豊作となりました。一方で、農業経営を取り巻く状況につきましては、コロナによる消費の減退、円安、ロシアによるウクライナ侵攻による燃油、肥料など生産資材費が高騰しているのが現状です。農業生産者にとっては、次年度以降の経営継続に大きな不安を抱いているところであります。これらのことを踏まえまして、次のことについて質問をいたします。

1点目、国、北海道においては肥料高騰対策として支援給付事業が予定をされておりますけれども、その概要についてお伺いをいたします。

2点目、空知管内の市町において燃料、燃油、肥料など生産資材高騰対策として助成措置が実施されているところがあるのか、また実施されている市町があれば、その概要についてお伺いをします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、農政課長。

○農政課長（横井憲一君） ご質問がございました農業生産費高騰対策についてご答弁をさせていただきます。

まず、1番目の国、北海道において肥料高騰対策として予定されている支援給付事業の概要についてお答えをいたします。国の肥料価格高騰対策事業でございますけれども、支援の趣旨につきましては化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対しまして肥料コスト

上昇分の7割が支援されるということになってございます。生産者の参加要件でござい
ますが、化学肥料の2割低減を実現するために取組メニュー14プラス地域特認の中から2
つ以上を実施するということになってございます。支援額の算出方法でございませ
ども、本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率、これにつきましては3月の初めに発表
される予定でございませ。それと、使用量の低減率、本年の場合については1割、0.9
とされております。これらによりまして肥料費の増加額を算定いたしまして、その7割が
支給されることとなっております。対象となる肥料でございませけれども、令和4年6月
から10月までに購入した令和4年の秋用肥料と令和4年11月から令和5年5月までに
購入または購入することが確実な令和5年の春用肥料として使用するものが対象となっ
てございませ。申請につきましては、農協や肥料販売事業者などが取組実施者となっ
て参加農業者の申請を取りまとめることを想定してございませ。申請等のスケジュールにつ
きましては、令和5年、来年6月からJAなどの取組実施者へ参加農業者から書類の申請を行
いまして、その後各地域の地域農業再生協議会等で書類確認を行ってから道協議会のほう
へ申請という形になります。なお、JAなどの取組実施者への支援交付金の交付の時期で
ございませけれども、令和5年10月から11月頃の予定となっておりますので、参加農
業者への交付はその後になる予定となっております。

次に、北海道の化学肥料購入支援金給付事業でございませけれども、対象となる農業者
は北海道内で農業を営む個人または法人、農業者が出資主体のコントラクター組織、作業
受託会社等となっております。支援金の給付額につきましては、購入した化学肥料の数量、
トン未満切捨てでございませ。について1トン当たり3,125円を支援単価として
給付されることとなっております。なお、申請額が予算の額を超えた場合につきましては
は、支援金の単価調整などが行われる予定となっております。対象となる肥料につ
きましては、令和4年6月1日から令和4年12月31日までの間に発注され、令和5年5月3
1日までに納品される化学肥料となっております。なお、この化学肥料の種類でござ
いませけれども、単肥肥料、それから複合肥料、高度化成、普通化成等でございませ
して、ホームページ等で対象銘柄一覧が示されてございませ。申請につきましては、北海道肥料コ
スト低減体系緊急転換事業推進協議会で既に始まってございませして、農協や肥料販売事
業者が申請を取りまとめる方法と、それから個人での申請も受け付けております。申請の受
付期限は、12月末までとなっております。本町におきましては、農協におきまして1
1月の16日に各組合員への説明会を開催いたしまして、11月29日までに取りまとめ、
その後申請内容の確認等を行って12月20日頃に道の協議会へ提出の予定で進められて
おります。支援金の交付時期につきましては、2月末日までに給付が決定され、申請のと
きに指定した口座へ支援金を入金するというような予定となっております。なお、道の
支援給付事業においては、国の高騰対策事業にある肥料の施肥量の節減などの取組の要件
はございませせん。

次に、2番目の空知管内における燃油及び燃料などの生産資材高騰に対する助成措置の

実施状況でございますけれども、11月に北海道が道内の市町村に対しまして肥料価格の高騰に係る市町村独自支援策の調査を実施してございます。その内容につきまして情報提供が道のほうからございましたので、そこからの数字でございますけれども、全道で56市町村で、また空知管内につきましては11の市町で支援内容、それから支援の要件、支援の単価等は様々でございますけれども、肥料価格高騰に対する助成措置が講じられているところでありまして、近隣北空知管内の状況でございますけれども、深川市につきましては北海道と同じ1トン当たり3,125円、これを上限とする給付を予定となっております。秩父別町につきましては、経営面積5ヘクタール以下は5万円、それから5ヘクタールを超える部分につきましては10アールにつき300円を加算した額を給付の予定で、畑につきましては10アール当たり100円を給付の予定ということでございます。沼田町につきましては、肥料高騰と、それから燃料高騰とに分かれてございまして、まず燃料高騰分につきましては基準面積25ヘクタールから30ヘクタールで8万円の給付を予定しており、基準面積から面積の大小で傾斜配分するというところでございます。肥料高騰分につきましては、基準面積25ヘクタールから30ヘクタールで5万円の給付、同じく基準面積からの面積の大小で傾斜配分をするとのことですので、燃料と肥料の高騰合わせて基準面積25から30ヘクタールで13万円を給付するとの予定となっております。北竜町につきましては、現在何らかの支援は考えているのですけれども、内容については検討中ということでございました。各市町の支給時期につきましては、来年、年明け1月から3月を予定しているとのことですので。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 先日JAのほうより令和3年度、昨年産のお米になりますけれども、追加精算の通知がありました。それによりますと、ななつぼしについては一律追加で600円で現時点で1万1,600円、ゆめぴりか、低たんぱくと言われます6.8以下のお米につきましては、これもまた600円追加で1万4,600円、ゆめぴりかの基準品と言われております7.4、たんぱくが7.4以下の基準品で600円追加で1万4,100円という現時点での、まだ最終精算終わっておりませんので、一応概算の価格となっております。これを見ても分かるとおりに、ゆめぴりかはそこその値段がついているのではないかなと思いますけれども、ゆめぴりか以外の品種については米の販売価格が経費上昇分を必ずしも転嫁できている状況ではありません。そこにもってきて、先ほど来申し上げているとおりホクレンは2022年、今年度、肥料年度、6月から来年の5月までのことを言うのですけれども、この期間の肥料の価格を前年度比平均で78.5%値上げすると発表されておりますし、JA全農につきましては来年の春の肥料、春肥とよく言われますが、単肥で申し上げますと、単肥というのは例えば硫酸とか尿素とか1種類しか入っていないような、簡単に言いますとそんな肥料ですけれども、8%から31%値上げをす

ると、また高度化成肥料についてはさらに10%値上げをすると発表されております。また、ビニール等の資材なのですけれども、JAの妹背牛支所にお伺いしましたけれども、15%から25%値上げが予定されているというお話をお聞きしております。非常に農業経営圧迫をされる環境に今あります。

そのことを踏まえまして、先ほど1回目の質問で申し上げた1点目なのですけれども、課長から答弁いただきましたけれども、本町、道の対策については妹背牛のJAの支所に聞きますと道では6月以降に購入された肥料ということでありまして、妹背牛については7月1日以降の購入分ということで道の今課長答弁いただきましたこととは1か月ちょっとずれております。そんなことでその7月1日以降に購入された化学肥料が対象になりまして、課長言われたように来年の2月に給付予定となっております。それから、これから来春に向けて、これまた結構数量使うのですけれども、残念ながら融雪剤は対象になっていないのです。融雪剤もかなり数量使いますし、経費の部分では非常に重たい部分でありますけれども、それから国の対策については対象範囲が非常に広くて、ただちょっと難点は先ほど課長言っておられましたけれども、肥料を2割削減、低減しなければいけないというようなひもつきになっておりますけれども、これについては国の対策については融雪剤も対象になる予定であるとJAの担当者からお聞きをしております。

それから、2点目の管内の取組の状況についてなのですけれども、丁寧に課長のほうから答弁いただきましたとおりなのですけれども、本当にあちこち、全道で56の市町ですか、それから空知では11の市町で現在取組を予定されているというところでありまして、ほかに近隣の北空知管内のお話がありましたけれども、いろんな支給の仕方があって肥料対策として支給される市町もありますし、また燃油、それから生産資材高騰対策費として給付事業を実施されるところもあるのですけれども、どちらでもいいのですけれども、広い意味で網かけをするのであれば肥料にあまり固執しないのも一つの手かなと個人的には思っております。

そこで、次の2点について再質問をさせていただきます。まず、1点目なのですけれども、これは本年の6月の第2回の定例会の一般質問の際に私肥料の高騰対策、つまり本町で実施されております良品質米栽培助成事業、ケイ酸肥料の助成を現在この事業行っていますけれども、当該肥料の値上げ分をどうされるのか、また一般肥料の高騰対策も必要と思われませんが、その対策について考えておられますかと提案し、既に伺っているところです。さらに、今回12月の第4回の定例で質問今しているところなのですけれども、基幹産業である農業、危機的状況に鑑みて本町においても生産資材費高騰対策をぜひ実施すべきと考えますけれども、実施されるお考えがあるのか、それとも実施されないのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

2点目、この生産資材高騰対策を本町でも実施される場合のケースですが、その対象についてお伺いをしたいと思います。私少し取材をしたところでありまして、酪農では牧草、それからデントコーンに年間25トンから28トンくらい化学肥料を使っておら

れるようです。これも相当の数量になりますけれども、このことから酪畜農家も対象にすべきと考えておりますけれども、対象にさせていただけるのかどうか、これ対策実行される場合のケースですけれども、お伺いをしまして、再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） それでは、広田議員の再質問に答えたいと思います。

まず最初に、課長から答弁させていただいた国及び道の支援に対して本町ではどのような支援を考えているのかということでお答えをさせていただきます。昨今確かに円安の進行、それからロシア、ウクライナ情勢の影響によりまして燃油、それから肥料をはじめとする農業生産資材の高騰については本当に大変な問題だと認識をしております。また、本町の農業に与える影響につきましても非常に大きいものであると認識をしているところでございます。先ほど課長申しましたように、肥料高騰対策としては国ではもちろん化成肥料20%の削減という条件付ではございますけれども、高騰分の約70%、北海道では高騰分の約5%相当分が支援金として措置される予定とお話をさせていただきました。しかしながら、これだけでは農業を取り巻く情勢は依然厳しいものがあると考えておりますし、米の消費減少がまだコロナ禍の中で続く中、米価は確かに若干の回復が見える一方、下落前の数字にはまだ程遠い状況にあると認識をしております。このような状況の中で町の基幹産業であります農業をまずは下支えすること、本町の農業者の皆さんが少しでも安心して来年の営農に従事していただける一助となるように独自の支援策は当然必要なものと考えてまいっております。現状の案でございますが、北海道の支援基準、つまり化成肥料20%カットという農法に対して進むという条件付ではない形で、それを参考にしながら北海道の支援額の3倍、つまり1トン当たり9,375円で支援金を給付することで現在試算を進めているところでございます。改めて議員の皆様にご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、質問の良品質米、1点目、ケイ酸の値上げ分をどうするのかということでございますけれども、この値上げ分に関しては町の支援も進めていきたいと当然考えております。

その次、2つ目の質問、肥料対策、燃油対策、資材対策といろいろメニューの切り取り方はあると思いますが、今回生産資材費の高騰に対する対策を考えているのかというご質問でございます。その中身に関して牧草、デントコーンを使う酪畜農家、これもまた肥料を使っていると。いわゆる米がこの地域の基幹産業だといっても現実的に肥料を使っている生産農家もあるということで、これに関してはこれから早急に内容を精査しながら、そして議会の皆さんとも相談しながら、この対策はどのようなふうに取り組めるのかということに関しまして内部で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今町長に答弁いただきましたけれども、2点目のこの事業遂行に

当たって酪畜の関係者も対象にしてほしいという先ほどお願いをしておりましたけれども、どうも今の町長の答弁お聞きしますと、酪畜のほうは想定最初されていなかったのかなと思っております。そんなことで今答弁いただいたように、今後実施に向けて酪畜農家もぜひ対象にしていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げて私の一般質問終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁要りませんね。

○5番（広田 毅君） はい。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。なお、再開につきましては10時50分。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時51分

○議長（渡会寿男君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

うらら公園について質問します。本町の観光資源であるうらら公園の管理運営については、妹背牛町公園設置及び管理運営に関する条例施行規則により開設期間及び利用時間は定められていると理解しております。カーリングホール、パークゴルフ場、バッテリーカー、ウォータースライダー、それぞれが開設期間、使用時間が施行規則で定められています。その中でバッテリーカーとウォータースライダーの終了時間についてお伺いいたします。特に夏場の暑い、日も長いという日中、とても暑い時間を避けて夕涼みも兼ねてお子さんやお孫さんと出かけられる方も多いのではないのでしょうか。終了時間が午後4時半となっております。使用時間ですが、終了時間が早過ぎるのではないかと考えますが、使用時間の延長を考えてもよろしいのではないのでしょうか、お伺いいたします。

以上、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 議員ご質問のうらら公園についてご答弁申し上げます。

妹背牛町公園設置及び管理運営に関する条例施行規則では、バッテリーカーの使用時間は午前8時半から午後4時半まで、ウォータースライダーの使用時間は午前9時から午後4時半までと規定されております。うらら公園の管理につきましては、高齢者事業団に午前8時30分から午後5時30分まで委託してございます。後片づけの関係がございしますので、終了時間から1時間ほど多くなってございます。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、延長利用をしておりませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響前までは8月上旬からお盆ぐらいまで午後5時まで30分の延長利用を行っ

てまいりました。新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、来年度につきましては夏休み期間中のウォータースライダーの延長利用を行ってまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） ちょっと私も認識不足で延長やっているところまでは確認できていなかったのですが、コロナの影響もあり、密を避けてということも考えますと、なおさら時間延長も必要だったのではないのかなど。気候の変化もありまして、温暖化等々、日中物すごく暑くて、夕方もなかなか気温が下がらない、そんな中で涼みながらお孫さん連れていったら、もうバッテリーカーないぞというような町民の声も聞こえております。町の観光資源であるということを見ると、もっともっと使いやすくしてうんと利用してもらい、それが観光資源のまず第一歩なのではないのかなど考えます。そんなことを考えると、延長、確かに事業団との契約もあるのでしょうかけれども、うんと日の長いとき、先ほど言われたように8月の頭ぐらいからお盆ぐらいまでという時期を5時までにしていただいていたのはちょっと認識不足ですみませんでした。でも、それを考えても契約時間の延長も含めながら、もう少し有効に資源を使って町をPRしていくということも含めながらやっていく必要もあるのではないかなど思っております。新しい遊具は、なかなか好評だと聞いております。もっともっと使い勝手のいいような公園にしていく必要があると思います。その辺を含めまして再度町長にお伺いしたいと思っております。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 鈴木議員の再質問に対しましてご答弁を申し上げます。

日没までの利用時間延長ということでございますが、7月の日没は大体19時頃、17時に閉園は早いとのご指摘でございますが、お子さんに関しまして言いますと、着替えたり、家に帰るまでの時間も考慮しますと、早くて17時半頃に帰宅になることが考えられます。子供の門限に関するアンケート調査ではありますが、小学生の門限の平均時刻が大体17時から18時と現在なっておりますのでございます。これらのアンケートから、あまり遅くまで公園を開けておきますと帰宅時間が遅くなることによってお子さんがトラブルなどに巻き込まれないよう防犯の観点から、また保護者同伴かどうかを見分けるのが多少困難になりますので、現在のところは17時までの利用を考えてございます。こういうことも含めまして、議員ご指摘の点について内部でもまた検討を加えながら進めていくつもりでございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○3番（鈴木正彦君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

続きまして、7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

本町のパーク場の早朝時間帯の開設について考え方を伺いをいたしたいと思います。本町のパークゴルフ場の本年度の運営状況にあつては、スプリンクラーの増設もあつたりした中で管理面も行き届き、特にパーク場の生命と言われる芝の状況にあつては非常にいい状況でありまして、本当にそれぞれ愛好者が1年間楽しめたところであつたと思います。しかしながら、利用者の数については、年々減少の傾向にあるところでありまして、還暦前の勤め人や自営業者が仕事前の時間帯を健康的に過ごし、健康増進につなげるように早朝の開放を行い、希望者には早朝利用シーズン券等を発行し、管理面ではトイレの開放ぐらいで、特に運営の面で負担が大きくなるようなことにつながらないと考えますが、町の考え方を伺いをいたしまして、以上申し上げまして、再質問を留保し、私の質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 私からは、議員ご質問のパークゴルフ場の早朝時間の設定についてご答弁申し上げます。

パークゴルフの利用者は、平成28年に1万700名ほどの利用があり、令和元年には1万300人ほどと人口の減少もあり、若干の減少傾向となっております。新型コロナウイルス感染症が流行してからは、令和2年につきましては8,800人、令和3年につきましては7,300人、令和4年につきましては8,300人となっております。新型コロナウイルス感染症が大きく影響し、減少しているものと思っております。新型コロナウイルス感染症が終息すれば、パークゴルフ利用者の数も元に戻りつつあるものと考えてございます。

妹背牛町公園設置及び管理運営に関する条例施行規則では、パークゴルフ場の開設期間は5月1日から10月31日まで、営業時間につきましては午前8時から午後6時までと規定されております。パークゴルフ場の管理につきましては、高齢者事業団に午前8時から午後6時まで委託を行っております。大会等がある場合につきましては、特例として午前6時頃からオープンしている場合もございます。仮に午前5時から利用するとすると、パークゴルフ場の管理上、利用料の徴収や道具の貸出しに人員を配置しなければならなくなり、1日3時間早く利用できるようにすると管理に係る人件費が約50万円ほど必要となります。現在のパークゴルフ場の管理人は、朝から夕方まで1人で行っており、昼休憩も管理棟にいる状況となっておりますので、これ以上拘束時間が長くなるのは困難と考えております。また、交代要員を配置するとすると人材の確保も問題となり、早朝の利用券の発行を含め、現実問題難しい状況でございますが、午前7時からの1時間程度の延長利用を協会や事業団と延長期間も含め協議をし、検討してまいりたいと考えます。また、管理運営費の増額が見込まれることから、年間券と利用料の増額を併せて検討してまいりたいと考えます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、小林一晃君。

○7番（小林一晃君） 再質問させていただきます。

最近、公務員の方々にあっても、あるいは一般の勤める人たちにとっても椅子に座ってのパソコンを使っている仕事ということが多い状況の中で日中ずっと座りっ放しというようなことも非常にあるわけですが、そうしたことで非常に運動不足にもなります。そしてまた、今後少子高齢化とはいいいながら、そういった中で一般の公務員の勤務年齢も今の60歳の定年から65歳に年次的に移行しようと、そうする状況にあります。そうした中でやはり中高齢者の健康管理というのは非常に今後大事であるし、また行政としてもそういったことに十二分に配慮したような形の行政を取っていく、そういう必要があると思います。そういうことの中で一般的に日中勤める、8時ないし9時から勤める方々が健康管理上、朝方一運動してこようとか、あるいは体力増進にパークをやってみようかと、そういったことで体力増進に向けてやれる、そういう行政としても時間帯を取る配慮というのは今後非常に大切な行政の運営の状況というふうに考えますので、そうした観点から私は先ほど1時間程度の早朝開設は可能だというような答弁もいただきましたが、ぜひ1時間半か1時間の早期開設を行って、そういった年齢層の方々が少しでもパークをやり、そういったことの中で健康管理につなげていくと、そういった意味合いでぜひ早朝開設をしていただきたい、そういうふうに考えますが、再度その決意の考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの小林議員再質問に対してご答弁を申し上げたいと思います。

先ほど課長が答弁したとおり、人員を配置しない簡易な方法で例えばトイレだけを開けるということは、一部の人にだけしか場所を提供しないというちょっと不平等な形にもなりますので、それに関しましては有料でパークゴルフ場を運営している施設の管理上、やはり道具の貸出しも含め、きちんとした対応をしなければならないと考えております。ですので、先ほど朝1時間程度なら可能であるというふうに答弁したと申しましたけれども、それを検討すると言っただけで、まだそれが可能であるとは申しておりませんので、そこだけご注意くださいと思います。まず、人員配置して働いてもらうということは、皆さん御存じのように今人件費も上がる、物品費も上がる、いろんなところで遊ぶ人だけ安く遊ぶということはなかなか難しいことがございます。ですから、健康管理、散歩も含め、様々な運動がございませうけれども、パークゴルフ場の利用者を、これだけお金をかけて立派な施設になっているので、ぜひその使用者も増加させたいという小林議員のお気持ちはよく分かります。ですから、パークゴルフの健康管理上の問題は、私どもも十二分に感じておりますので、朝1時間程度の延長であればどうかということも協会も含めまして実際に働いておられる事業団と協議をして、その場合には年間券の利用料、それから一般の利用料も含め再度検討しながら、どこら辺がいい落としどころか検討させていただきたいと

思います。

これをもって答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○7番（小林一晃君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。

続きまして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） それでは、発言通告に従いまして、質問いたします。

1点目は、ジェンダー平等に対する町の取組についてであります。ジェンダー平等とは、個人の尊厳を尊重し、公平で公正な社会を目指すものですが、男が外で働き、女が家を守って家事をするという価値観に無意識のうちに縛られ、性は多様な状況にあるにもかかわらず社会の中に根強く残っています。ジェンダー平等の達成が経済成長の原動力にもなっていることから、日本が経済の転換をするためにも地方自治体の取組が必要ではないかと考えます。町長の認識とこれまでの取組についてお伺いいたします。

2つ目は、福祉灯油についてであります。道は、昨年福祉灯油事業への地域づくり総合交付金の助成基準額を例年の1.5倍に引き上げられ、市町村事業を支援、道の補助対象は住民税非課税ですが、物価高騰は生活保護を利用している方々の生活にも大きな影響を及ぼしています。道の対象範囲を超えて生活保護世帯や住民税均等割のみの課税世帯に各自治体が対象拡大との道の答弁です。町としてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

3点目は、国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書についてであります。健康保険制度は、命と健康を守るために欠かせない制度であります。しかしながら、特に国保の場合には国の補助率を大幅に削減してきたために加入者の負担が重く、その重税は家計をも直撃しています。納税者の苦勞、あるいは町税担当所管の苦勞も並大抵のものではないという状況があります。根本的な問題はいろいろありますけれども、国政で大きな議論することが求められています。現場で、町の行政の中で対応していくことについて短期証明と資格書についてお伺いいたします。

1点目は、実態はどうか。

2点目は、妹背牛町における資格書導入の経緯、あるいは根拠法などもお伺いいたします。

3つ目は、短期証、資格書の関係で低所得世帯はどれだけこの該当になっているのか、低所得者の場合には悪質な滞納者ということは当たらないのではないかと、どういう対応をしているのかお伺いします。

4点目は、短期証明の留め置きと申しますか、取りに来た方には渡すけれども、取りに来ない方は納税相談に来ないということになるのではないかと、その方に対してどういう留め置きをしているのか、あると思いますので、その実態に対する考え方をお伺いいたします。

再質問を留保して発言といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（北口信彦君） それでは、私のほうから議員1つ目のご質問、ジェンダー平等についてご答弁申し上げます。

ジェンダー平等につきましては、世界共通の課題、SDGs 5番目の目標としてその実現が掲げられており、2020年ジェンダーギャップ指数において日本は残念ながら153か国中121位という低さであり、日本国内での対策の遅れが指摘されているようにございます。

ジェンダー平等を目指すという視点では、非常に幅が広いことから、より具体的な男女共同参画について絞ってご答弁を申し上げたいと思います。人口減少が続く本町の活性化を進める上におきましても女性の社会参加は大変重要であると認識しております。そういった環境をできることから改善する取組として、役場の職場環境改善を目的に女性活躍推進法などに基づき妹背牛町特定事業主行動計画第2次前期計画を平成28年に策定、現在後期の計画を策定しているところでございます。本計画は、男女の差別なく働きやすい環境を整えるための指標であり、例えば職員が仕事と出産、子育ての両立を図ることができるよう男女の区別なく休暇の取得を促す内容も盛り込まれております。例規整備におきましても特に出産、育児に対する制度は国の制度に遅れることなく整理しており、これまでに男性職員の育児休業や子育てを目的とした休暇の取得実績もございます。

次に、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、2020年代の可能な限り早い時期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すとされており、女性職員の採用や女性管理職の登用、各審議会などの委員選考につきましても女性の社会参加について意識をしながら進めているところでございます。

今後におきましても議員ご指摘のジェンダー平等を意識しながら、社会的、文化的な役割が与えられた性別に縛られることなく個性や能力が自由に発揮できるような男女共同参画社会を実現していくため、制度の見直しや女性の社会参加を促す施策を進めていきたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから2点目の福祉灯油の取組についてご答弁申し上げます。

議員ご質問の福祉灯油助成は、昭和49年に北海道が設置した福祉制度であります。平成10年に廃止されてからは、それぞれの自治体におきましていろいろな形で継続実施されているところもございますが、その廃止を機に助成をしなくなった自治体も多いと聞いております。しかし、平成19年の原油価格の高騰により復活させるところも出てきており、本町におきましても平成19年、20年度と2か年にわたりワンシーズン7,000円の助成を行っております。その後3年間は実施をいたしませんでしたでしたが、福祉灯油の助

成の要望があり、平成24年度に5,000円の助成を実施し、25年度におきまして要綱を改正し、以後その年の12月1日現在の実勢価格を基準として単価掛ける100リッターということで1世帯当たり上限1万円以内の予算の範囲で支給してきております。本町は、議員ご指摘の生活保護者、町民税均等割のみの課税世帯も対象としており、昨年は価格の高騰により上限の1万円を高齢者等278世帯に支給し、本年も1万円の支給を予定しております。このセーフティーネットとしての福祉助成は、高齢者をはじめとする対象世帯の生活支援につながるということを充分認識しておりますので、今後も対象世帯に不安を与えないよう対応させていただきたく考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 3点目の国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書についてのご質問にご答弁申し上げます。

国民健康保険では、年1回被保険者証の更新をしておりますが、保険料を滞納している世帯の方につきましては更新に合わせて納付相談を実施しております。その結果、保険料の納付状況に応じまして短期被保険者証及び資格証明書を交付する場合がございます。短期被保険者証は、有効期限が短い被保険者証のことで、滞納期間が納期限から1年未満の方に原則として6か月以内で交付してございます。さらに、期限が切れる前には再度納付相談に来ていただき、被保険者証の更新が必要となっております。資格証明書は、特別な理由なく滞納期間が納期限から1年以上の世帯の方に被保険者証を返還していただき、交付するものでございます。資格証明書では、医療機関で一旦医療費の10割をお支払いいただき、後日申請により給付割合相当分をお返しいたしますが、お返しする金額の中から未納となっている保険料の納付をお願いすることになります。短期被保険者証及び資格証明書に該当した世帯に18歳未満のお子さんがいらっしゃる場合については、納付状況に関係なく有効期限6か月の被保険者証を交付してございます。

質問の1点目、まず実態になりますが、11月末現在短期被保険者証の交付世帯は7世帯15名となっております。資格証明書の交付はございません。

2点目の資格証明書の導入の経緯につきましては、昭和61年度の国民健康保険法の改正によりまして保険料の滞納者に対する措置が設けられ、その後12年の同法改正により納期限から1年を経過しても保険料を滞納している場合、被保険者証の返還が義務づけられたことを受けまして、本町でも妹背牛町国民健康保険条例、施行規則及び妹背牛町国民健康保険料滞納者に係る措置の実施要領を改正しまして、その取扱いを定めているところでございます。また、根拠法令につきましては、国民健康保険法及び同法施行規則によりましてそれぞれ同様の取扱いが定められてございます。

3点目の低所得者の該当数とその対応につきましてはでございますが、国民健康保険では低所得者世帯に対する保険料の軽減措置がございまして、短期被保険者証を交付している世帯7世帯のうち5世帯がこの軽減措置の対象となっております。低所得者世帯には、

軽減措置により減額された保険料が賦課されてございまして、低所得者世帯だからということではなく、滞納世帯それぞれの実情を勘案しながら対応しているところでございます。

4点目の短期被保険者証の留め置きにつきましては、11月末現在1世帯が留め置きとなっており、8月の年度更新以降2回の通知、電話連絡や家庭訪問等を行ってございますが、納付相談の機会をいまだ得ていない状況にございます。納付相談ができないことにより、一定期間これを留保することはやむを得ないと考えてございますが、留保期間が長期間に及ぶことは望ましくないことから、今後もできるだけ速やかに手元にお届けできるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解賜りますよう申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

それでは、ここで昼食のためしばらく休憩をいたしたいと思っております。再開につきましては、午後1時30分より再開をいたします。よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時31分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

◎日程第8 議案第50号

○議長（渡会寿男君） 日程第8、議案第50号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第51号

○議長（渡会寿男君） 日程第9、議案第51号 妹背牛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第52号

○議長（渡会寿男君） 日程第10、議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第53号

○議長（渡会寿男君） 日程第11、議案第53号 妹背牛町議会議員及び妹背牛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第54号

○議長（渡会寿男君） 日程第12、議案第54号 妹背牛町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） （説明、記載省略）

○議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡会寿男君） 討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第55号

○議長(渡会寿男君) 日程第13、議案第55号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算(第10号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第56号

○議長(渡会寿男君) 日程第14、議案第56号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第57号

○議長(渡会寿男君) 日程第15、議案第57号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第58号

○議長(渡会寿男君) 日程第16、議案第58号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

- 議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 討論を終わります。
これより議案第58号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第59号

- 議長（渡会寿男君） 日程第17、議案第59号 指定管理者の指定について（妹背牛温泉）の件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
企画振興課長。
- 企画振興課長（鎌田秀章君） （説明、記載省略）
- 議長（渡会寿男君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 討論を終わります。
これより議案第59号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（渡会寿男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第10号

- 議長（渡会寿男君） 日程第18、発議第10号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書の件を議題とします。
説明は省略します。
これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。
これより発議第10号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。
したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第19、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。
本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介いたします。
町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) 本日は、定例会におきまして全議案可決いただき、ありがとうございました。また、一般質問いただきました内容に関しましては、今後行政上のいろいろな

視点を深く読み解いていくためのいろんな試金石として使わせていただきたいと思います。

また、皆様におかれましては、年末いろいろご多用なところ、また寒さも厳しい折、体を気をつけながらよき年末をお過ごしいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡会寿男君） これで令和4年第4回妹背牛町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員